3. < 受け入れの検討>

(1) 罪名よりは、なぜ罪を犯すに至ったかの要因についての検討

窃盗・暴行等の軽犯罪から、傷害・殺人・放火等の重大罪、性犯罪、薬物関係 犯罪などの罪名だけで判断することが起こりがちです。なぜ、罪を犯すに至ったか、

その犯罪が習慣性又は一過性なものなのか等を十分に調査し、その要因を生活環境 の改善により軽減することで再犯に至らず、地域生活支援につなげることができるの かを判断することが必要です。

環境改善により再犯防止できるケースもあれば、医療的なプログラムが必要なケースもあります。そのあたりの見極めも必要です。

(2) 受け入れの基準

受け入れに当たっては、経験、方針により各施設の一定の基準を持って、それぞれの施設が持っている判断をすることが必要と思われます。

(etc) 入所の必然性、性別・合併症、出身地(地域形形の確保)、他利用者への影響

(3) 援護の実施者の確定

援護の実施者の確定は地域生活定着支援センターが本人の出身地・住所地・生育歴 を踏まえて関係区市町村との調整に当たります。

措置決定のためには、援護の実施者となる区市町村との綿密な連携が必要であり、不可欠な要素です。

(4) 仮釈放に関する情報の確認

仮釈放で受け入れることができれば、保護観察期間において、保護司や保護観察官による支援が期待できるほか、所在地について一定の拘束がありますので、 仮釈放されるか否かの可否についての確認が必要です。

この場合、受け入れ施設の施設長等が当面の引受人(形式的なもの)になります。

(5) 福祉施設の所在地

出身地や住所地・逮捕場所等が福祉施設に近い場合、友人関係や家族関係を考慮する必要があります。

暴走族や暴力団関係等からの誘いを防ぐ環境が必要です。

- ① 本人の生活環境のアセスメントを徹底しよう。
 - 受け入れにあたっての不安が残らないよう不明な点は徹底して調査することが必要です。
- ② 受け入れ基準は、当初は各施設の経験によって決めていくことも必要です。最初は、実績・成果を上げながら徐々に困難な対象者の地域移行に臨んでいくことも必要です。
 - 入所の必然性(緊急的受け入れ)
 - ・ 帰住先がなくとりあえずの生活の場の確保
 - ・ 所持金が乏しく、年金などの確保が必要
 - 〇 受け入れ環境
 - ・性別・合併症
 - ・ 身体障害(バリアフリー等設備関係)
 - 出身地(地域移行先の確保)
 - 軽微な罪名の者からの受け入れ 周囲の理解を得るため

特定の施設だけが受け入れするのではなく、圏域全体の施設間の協力の下で実施していくことが大切であり、1施設当たり数人の範囲で行うことで、敢えて受け入れることや受け入れていることを公表する必要はありません。

- ③ 矯正施設に入所中に、福祉サービスの受給手続きを終えることが基本であり、援護の実施者である区市町村の役割は不可欠です。
- ④ 仮釈放等の決定は、各地方更生保護委員会で行われることから、受け入れの意思表示を受け入れ予定の概ね3ヶ月前に提示する必要があります。そして、対象者が生じた場合は、保護観察所と協議して早めに結論を出す必要があります。

受け入れ先の施設長が引受人になることで何らかの責任を問われることはありません。また、福祉制度上の施設利用等に関する契約手続き上の保護者等とは異なります。

⑤ 施設利用後における、再犯の恐れとなるような好ましくない友人関係との連絡については、本人と話し合い、自粛を求めることが必要です。

4. 〈入所判定会議〉

本人の情報を勘案し、施設入所が妥当なのか等を確認し、施設受け入れ入所の決定を行う。

5. 〈受け入れ準備〉

(1)入所措置

アセスメントに基づき確認された福祉ニーズにより、地域生活定着支援センターを通して援護の実施者の区市町村に対して、矯正施設入所中に入所に必要な措置決定の手続きを行うよう依頼しましょう。

- ① 各障害手帳申請又は再発行
- ② 障害基礎年金の申請 生活状況の記入や精神科医の医師意見書が必須なので入所後に行うことが望ましいです。申請から決定まで2ヶ月ほどかかります。
- ③ 生活保護の申請
 - 〇 申請は矯正施設退所後に行うため、準備をしておき、退所の当日に申請します。手続き後、支給まで最低1ヶ月はかかります。
 - 所持金(作業奨励金)が収入認定される場合があるため、申請時に実施機関の担当者より詳細な説明を受けましょう。
 - 家族の世帯分離が条件となります。

(2) 本人情報の確認

把握できていないものがあれば、合同支援会議時に確認できるよう、あらかじめ関係機関に依頼しましょう。

生育歴(学歴・職歴含む)、健康状況、服薬状況、所持金の確認 家族・親族との関わり、など。

(3)「受け入れに関して」

① 生活場所の設定

施設内での具体的な生活場所を決める。

矯正施設で規律の厳しい生活を送っていることから、生活寮等での団体生活は、比較的違和感なく受け入れることができるようです。

② 職員の研修

生活場所や日中活動で関わる職員に対する研修を行う。

- 罪名から推測される人物像と実像のギャップなどを事前に学ぶ。
- 軽度障害者の特徴やその支援についても学ぶ必要がある(性の問題等)。
- ※ 実際に先駆的に取り組んでいる福祉施設・更生保護施設・刑務所・少年院への 見学や、講演会を開催して実態を周知する必要があります。 (補助制度有り)
- ③ 日中活動等について仮の個別支援計画策定 入所時から地域移行までのおおよその計画を作成します。
- 4 地域移行先の想定と確認

援護の実施者と事前に調整・協力依頼しておくことで、地域移行がスムーズに行えます。

- アパートでの自立(出身地・施設周辺)
- グループホーム等福祉施設(出身地・施設周辺)
- ⑤ 入所当日の日程の作成(詳細は「当日」の欄を参照) 送迎についての確認、緊急更生保護の活用、住民登録。
- ⑥ 入所時の確認事項

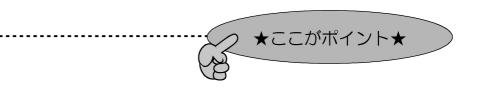
自費入所の利用契約、荷物の搬入等。

⑦ 入所後の当面の予定

健康診断、預金口座作成、日中活動への導入。

⑧ 入所後の生活費について

生活保護が認定されると、日常生活費(施設入所の場合23,000円前後)が、 矯正施設出所日に遡及して支払われます。それまでの間は、ほとんどの利用者は所 持金がないことを想定しておく必要があります。



- ① 療育手帳は、直接的に福祉サービス受給には必須ではありませんが、区市町村によって は福祉サービスの受給の要件としている場合があり、他の手続きと併行して行う必要があ ります。
- ② 障害基礎年金は受給までに時間がかかり、かつ軽度の知的障害者の場合非該当の可能性もあります。

このため、福祉施設入所に当たっては、生活保護を申請し、施設利用料・食費・光熱費・医療費を給付で対応し、早期の就労を図り、賃金だけで生活できるよう取り組み、生活保護を返上することを目標とします。

生活保護受給をいたずらに長期化することは、本人に働かなくとも収入が得られると言うことと誤認され、就労意欲の減退に繋がります。

- ③ 他の入所利用者の地域移行同様、徐々に自由に慣らしながら、本人のニーズを確認することが必要です。
- ④ 居室は原則として個室を用意し、自己管理が出来る環境と、落ち着いて安心できる場を設けることが大切です。
- ⑤ 全職員がこの事業の必要性を理解していることが重要です。
 - 矯正施設の利用者の実態を学ぶ上で、映像で視覚に訴えていくことが有効です。

「〇〇刑務所の特集」「〇〇での日々〜知的障害者の社会復帰を支えて」など、(のぞみの園所有)

- 家族会のみなさんにもご理解が必要であり、職員同様の説明会の開催は 必要かと思われます。
- ⑥ 契約自体は責任能力があると判断されますので、本人との契約となります。 ただし、名目的でも家族の中から保護者となりうる者に区市町村を通して依頼する努力は欠かせません。

6. 〈合同支援会議〉 (地域生活定着支援センター主催)

入所を決定した場合には、早急に地域生活定着支援センターに、合同支援会議の開催を依頼し、関係者が情報を共有し、本人の地域移行をめざして、協力する必要があります。

* (別紙:「合同支援会議様式」参照)

「準備」

日程調整依頼:日時・場所等

参加者確認:保護観察所、矯正施設、地域生活定着支援センター、

援護の実施者(区市町村)、受入予定福祉施設

本人情報の依頼(過去のデータからの不足分)

「会議内容」

協議事項

- ① 本人の状況について (矯正施設)の確認
 - 矯正施設内での本人の生活状況について
 - 〇 日中活動、健康状態、内服薬状況等
- ② 個人情報等についての確認 生育歴、家族状況、犯罪歴、犯罪状況等 ※ 特に区市町村からの情報が有効です。
- ③ 保護観察期間について(保護観察所) *仮釈放の場合
 - 〇 保護観察期間の有無
 - 〇 保護観察所担当者の確認
 - 〇 保護司設置の有無等
 - 遵守事項について特別遵守事項の有無等
 - 本人への面接予定・実施方法等
- ④ 福祉サービス等の受給について (援護の実施者)
 - 各種障害手帳について 事前に依頼した申請状況と区分等
 - 所得保障について 生活保護の受給に向けた区市町村との調整
 - 本人所持金等の確認

- ⑤ 保護者の確定について 家族の中に保護者となる者が特定できるか、できない場合に行政なのかを確認 します。
- ⑥ 健康保険加入状況・支払い状況等
- ⑦ 住民異動届手続きについて
 - 〇 現住所地の確認
 - 退所時に合わせて転出届の依頼
- 8 今後の個別支援計画について(受け入れ予定福祉施設)
- ② 福祉施設での支援計画について施設生活・日中活動等について
 - ※ 上記支援計画について、矯正施設内での生活の様子等からの留意事項を得ておくことは重要です。
 - ※ 福祉施設退所後の生活場所について、行政と確認することが必要です。
- ⑩ 矯正施設退所時の対応について
 - 退所日時の確認(保護観察所)
 - 福祉施設入所時立ち会い(行政・保護観察所)
 - 利用契約等について(援護の実施者)

7. <入 所>

「準 備」

① 施設入所日(退所日)の日程等の確認を地域生活定着支援センターに依頼する。

(退所日時、引き取り場所、立会人等の有無、 送迎者、方法、スケジュール(経路等)

- ② 入所時準備品の確認
 - 〇 内服薬

本人に服薬がある場合には、事前に保護観察所を通じて、服薬内容の照会を行う。

- ※ 医療情報が必要な場合は、保護観察所を通じて矯正施設に依頼する。
- 〇 住民票(転出届) ―― 当該市町村へ依頼
- 〇 福祉諸手帳
- 〇 印鑑(諸手続に使用)

「当日」

- ① 更生緊急保護の活用
 - 本人が保護観察所へ行き、書類を作成
 - 事前に施設入所を前提に保護観察所に連絡を入れてもらう(増額)
- ② 住民登録
 - 〇 転出届を持って本人同行で行う
 - 通常は施設の住所地になる *住民票を取得して、預金□座開設に使用する。
- ③ 利用(入所)契約
 - 〇 契約者(保護者)
 - 行政の立ち会い(契約確認)
 - 所持金等の受け渡しの確認(行政)
- 4 入所時面接

施設長又は、代表者との面接を行い、施設生活での約束事を明確にする。

⑤ 生活保護の申請 実施機関の担当者より十分な説明を受けること。

「入 所 後」

① 健康診断

当日か入所後、早急に行うことが望ましい。保健所等で行うことも可能(基本的に有料)

- ② 預金口座作成
 - 生活保護費等の振り込みに必要
 - 本人の意思の確認が出来ることと自分の名前をサインできることが必要
 - キャッシュカードを作っておくと後で便利(近くに金融機関がない場合等)



- ① 入所時面接では管理者から最初に守るべきことを確認することが必要です。
 - 約束事は2つ程度でよく覚えられることを選びます。
 - 1)無断で施設外に出て行かないこと。
 - 2) 矯正施設に入った原因のことは二度としないこと。 (人の物を盗まない、女性が嫌がることはしない等)
 - 仮釈放の場合は、保護観察期間として、保護司・保護観察官からの指導など、他にも約束事があることを伝え、守らなければ、仮釈放の取消しを検討しなければならない状況であることについて保護観察所に伝える事を明言します。
- ② 本人の担当職員を決め、困りごとや相談などの対応にあたります。 まずは安心した生活の場の確保から始まりますので、自分の存在が認められている こと、味方になってくれる職員が居ることから始めて下さい。(キーパーソンの存在) 要求の窓口を一本化することが、本人の混乱を防ぐことにつながります。
- ③ 国民健康保険の減免措置の申し入れを行います。 矯正施設入所期間中における、未納保険料(延滞金を含む)については、区市町村 に対して減免措置を取るよう申し入れを行います。
- ④ 借金があることが入所後に分かる場合があり、弁護士等との対応策が必要となります。
- ⑤ 矯正施設に入る前の友人関係には、連絡を取ることは控えさせます。

その他 入所時の本人に関わる経費

施設入所後、障害基礎年金又は、生活保護の受給前は下記の経費が自己負担として考えられます。預貯金も無く生活困窮であるだけに施設として方針決定が必要です。

原則的には、年金等の給付が始まるまで施設の立て替え又は援助が必要となります。

「地域生活移行個別支援特別加算」の活用などの検討が必要です。

(1) 矯正施設退所日

- ① 交通費(本人)公共交通機関
- ② 転入届・住民票取得
- ③ 保険料(延滞料)
- 4 印鑑

(2) 施設入所後

- ① 健康診断料
- ② 診断書作成料(自立支援医療申請用)
- ③ 年金申請に係る証明書(住民票・所得証明)等の発行手数料
- ④ 心身障害者総合補償制度保険金(A I U)
- ⑤ 預り金管理サービス料
- ⑥ 生活用品購入費
- ⑦ 小遣い
- ⑧ 職場実習(トライアル雇用)通勤に係る交通費
- 9 食費・光熱費

(3) 施設見学(移行先事業所)

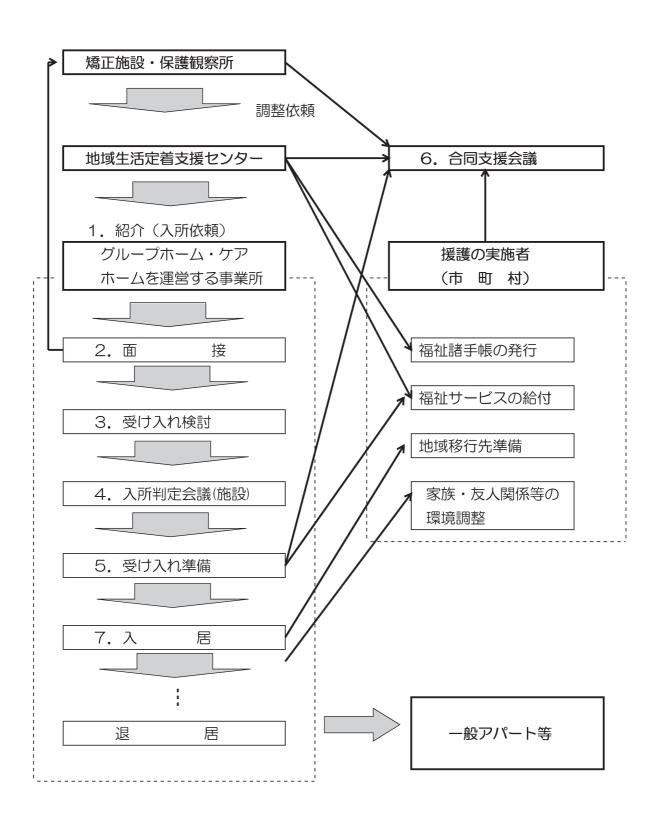
- ① 施設見学に係る費用(交通費)
- ② 宿泊体験費用(宿泊費)
- ③ 職場実習(通勤に係る交通費等)

(4) 地域移行

- ① 移行先までの本人の交通費
- ② 銀行口座開設・行政手続きに係る費用

③ 矯正施設を退所した知的障害者等の 受け入れマニュアル (グループホーム・ケアホーム 編)

矯正施設を退所した知的障害者のグループホーム・ケアホームでの受け入れフロー図



1. <地域生活定着支援センターからの紹介>

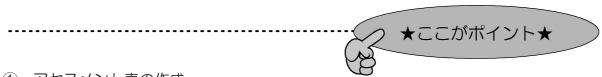
本人の地域生活の自立を目的とした個別支援計画の作成には、矯正施設や更生保護部署・地域生活定着支援センターからの情報により積極的な共有が必要です。

受け入れの要請があった場合には、できる限り情報の提供を求めて下さい。 特に、本人が犯罪に至った要因、本人の生育歴、矯正施設内での再犯防止のために取り組んだ状況などの情報が必要です。

受け入れ候補者について必要な個人情報

- ① 氏名、男女別、生年月日、年齢
- ② 本籍地、矯正施設前の住所地(住民登録地)、帰住予定地
- ③ 現入所施設(刑務所・少年院)
- ④ 本件犯罪(非行)内容本件犯罪に至った要因
- ⑤ 期間満了日、仮釈放可能な場合の年月日
- ⑥ 家庭環境 両親/家族、詳細な親子関係/経済状況 身元引受人親族又は本人が拒否している理由
- ⑦ 生育歴 幼児時期から主な経歴 福祉関係の教育・医療・福祉サービスの受給経歴 養護学校、精神病院、福祉施設の利用経験 障害者手帳(身障手帳・療育手帳・保健福祉手帳) 年 金 等(生活保護、障害基礎年金等)
- ⑧ 心身状態 IQ、検査方、検査日、病歴、薬状況 カウンセリングの必要性身辺自立度(ADL状況・服薬管理能力等)
- ⑨ 福祉サービスを利用する事についての本人の同意の有無

- ⑩ 施設利用を必要とする理由
- ① 本人の心のよりどころとなっている者の存在家族以外で良くも悪くもキーパーソンになる人
- ⑫ 社会人としての更生意欲
- (13) 就労意欲/就労特性(受刑中の様子から)
- (4) 所持金(作業奨励金も含む)
- 15 所持物品(衣類、洗面用具等)



① アセスメント表の作成

必要な情報はまとめて整理しておくことが後の受け入れ決定の際重要な資料となります。

- ② 本人面会の機会の確保
 - 本人との面会により人柄を確認することが出来るため、極めて有効な情報収 集の機会となります。
 - 該当する保護観察所に依頼すれば比較的簡単に実現します。
- ③ 罪名に惑わされない!!

罪名だけ聞くと「とても我々には?」と思いがちですが、犯罪への要因と考えられる状況を調べると、本人だけの問題ではなく、環境さえ整えれば改善されることが多いようです。まずはきちんとアセスメントしてみましょう。受け入れ可否の決定はその後で十分です。

2. 〈面 接〉

本人の障害程度や人物像については、紙面上の情報だけでなく、本人と直接会って、確認する必要があります。紙面上で足りなかった情報を得ることもできます。さらに、福祉サービスの説明や本人が利用することについての意思の確認も可能となります。できれば、段階に応じて複数回実施すると、より効果的です。

第1段階 本人の確認、情報収集、福祉サービスの説明。

第2段階 本人の将来についての希望、施設側が考えている本人への福祉サービスの計画の説明、本人の福祉サービスを利用する意思の確認。

「 準 備 」

日程調整の依頼(地域生活定着支援センターor保護観察所) 面会の日程調整と面会時の立ち会いの依頼

※ どんな質問をすれば良いかは資料を参照下さい。

「面会」

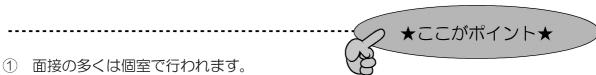
- ① 本人や刑務官・CSW(社会福祉士)からの聞き取り調査を通じて、障害程度を推 し測る意味からも重要です。
 - 本人からの聞き取り事項
 - ・ 矯正施設内での暮らしぶり
 - ・ 本人の周辺状況について
 - ・ 出身地・生育歴・家族関係・職歴等
 - ・ 本人の希望
 - 刑務官・CSWからの聞き取り事項
 - ・ 矯正施設内での状況(作業態度・生活態度等)
 - ・ 退所後の考えについて
- ② 福祉サービスの紹介

年金制度・福祉制度の説明

- ③ 福祉施設利用の紹介
 - 施設の紹介と施設でのサービス内容の説明
 - 福祉施設利用の意思確認

「刑務所担当者からの情報提供」

社会福祉士・精神保健福祉士 ~ 受け入れ施設の実態に即して、入居利用可能かの客観的な判断や、入居利用にあたって、専門的視点から助言や情報提供を受ける。



- - 保護観察官(1回目は同行)・刑務官が同席することが多いようです。
 - 質問と記録者で複数で行うことが望ましいです。
 - 男性刑務所では女性職員はスカートは避けましょう。
 - 携帯電話については、面会・面接室に持ち込めません。
- ② 聞き取り調査を通じて、障害程度を推し測ることができることから有効です。
- ③ グループホーム・ケアホームの紹介
 - 障害が故に、言葉や文章等ではなかなかイメージできない場合が多いようで す。
 - 写真やパンフレット等は、本人に渡すことはできませんが、その場で説明 する上で視覚から入るために有効です。
 - O DVD等は、パソコン等を持参することで面接中に見てもらうことは可 能となることが多くなっています。(要事前確認)
 - ④ ケアホーム・グループホーム及び福祉サービス利用の意思確認
 - 福祉サービスは契約事項であり、最終的な利用に関する確認を取っておくこと が必要不可欠です。
 - 本人が将来、どんな夢を持っているか、何をしたいのかということを確認して おくと、個別支援計画を立てる上で有効です。
 - の 罪を犯したことを反省しているか、二度とやらないという意思を確認しておく ことが大切です。(悔悟の念を抱きづらい障害もあります)
 - 本人が障害者としての福祉サービスを受けること自体を拒否する場合がありま す。契約制度の限界であり、やむを得ないことでありますが、矯正施設職員に再 度福祉サービスの有効性についての説明を依頼することが大切です。
 - ⑤ 矯正施設内での暮らしぶりの確認

面会時を利用して、矯正施設から直接本人の生活に関する情報を得る機会になり ます。

- 生活状況・身体状況・服薬等状況
- 懲罰回数・内容
- ・ 犯罪歴の確認

3. < 受け入れの検討>

(1) 罪名よりは、なぜ罪を犯すに至ったかの要因についての検討

窃盗・暴行等の軽犯罪から、傷害・殺人・放火等の重大犯罪、性犯罪、薬物関係犯罪などの罪名だけで判断することが起こりがちです。なぜ、罪を犯すに至ったか、その犯罪が習慣性又は一過性なものなのか等を十分に調査し、その要因を生活環境の改善により軽減することで、再犯に至らず、地域生活支援につなげることができるのかを判断することが必要です。

環境改善により再犯防止できるケースもあれば、医療的なプログラムが必要なケースもあります。そのあたりの見極めも必要です。

(2)受け入れの基準

受け入れに当たっては、経験・施設の方針などから一定の基準を定め、それぞれ の施設で判断をすることが必要と思われます。

(etc) 入居の必然性、性別・合併症、出身地(地域移行先の確保)

(3) 援護の実施者の確定

援護の実施者の確定は、地域生活定着支援センターが本人の出身地・住所地・生育歴を踏まえて関係区市町村との調整にあたります。

福祉サービス受給のためには、援護の実施者となる区市町村との綿密な連携が必要であり、不可欠な要素です。

(4) 仮釈放に関する情報の確認

仮釈放で受け入れることができれば、保護観察期間において、保護司や保護観察官による支援が期待できるほか、所在地について一定の拘束がありますので、仮釈放されるか否かの可否について確認が必要です。

この場合、受け入れ施設の施設長等が当面の引受人(形式的なもの)になります。

(5) グループホーム・ケアホームの所在地

出身地や住所地・逮捕場所等がグループホーム・ケアホームに近い場合、友人関係 や家族関係を考慮する必要があります。暴走族や暴力団関係等からの誘いを防ぐ環境 が必要であり、人によっては周辺の刺激も考慮します。

- ① 本人の生活環境のアセスメントを徹底しよう。
 - 受け入れにあたっての不安が残らないよう不明な点は徹底して調査することが必要です。
- ② 受け入れ基準は、当初は各グループホーム・ケアホームの経験によって決めていくことも必要です。最初は、実績・成果を上げながら徐々に困難な対象者の地域移行に臨んでいくことも必要です。
 - 入居の必然性(緊急的受け入れ)
 - ・ 帰住先がなくとりあえずの生活の場の確保
 - ・ 所持金が乏しく、年金などの確保が必要
 - 受け入れ環境
 - ・性別・合併症
 - ・ 身体障害(バリアフリー等設備関係)
 - 〇 出身地(地域移行先の確保)
 - 軽微な罪名の者からの受け入れ 周囲の理解を得るため

特定の施設だけが実施するのではなく、圏域全体の施設間の協力の下で実施していく ことが大切であり、1施設当たり数人の範囲で行うことで、敢えて受け入れることや受 け入れていることを公表する必要はありません。

- ③ 矯正施設に入所中に、福祉サービスの受給手続きを終えることが基本であり、援護の実施者の区市町村の役割は不可欠です。
- ④ 仮釈放等の決定は、各地方更生保護委員会で行われることから、受け入れの意思表示を受け入れ予定の概ね3ヶ月前に提示する必要があります。そして、対象者が生じた場合は、保護観察所と協議して早めに結論を出す必要があります。

受け入れ先の施設長が引受人になることで何らかの責任を問われることはありません。また、福祉制度上の施設利用等に関する契約手続き上の保護者等とは異なります。

⑤ 施設利用後における、再犯の恐れとなるような好ましくない友人関係との連絡については、本人と話し合い、自粛を求めることが必要です。

4. 〈入所決定会議〉

本人の情報を勘案し、グループホーム・ケアホーム入居が妥当なのか等を確認し、各事業所内での利用受け入れの決定を行う。

5. 〈受け入れ準備〉

(1) 福祉サービスの受給

アセスメントに基づき確認された福祉ニーズにより、地域生活定着支援センターを 通して援護の実施者の区市町村に対して、矯正施設入所中に各福祉サービスの受給の ための手続きを行うよう依頼しましょう。

- ① 療育手帳申請又は再発行
- ② 障害程度区分申請
- ③ 受給者証・予定サービスの確認
- ④ 障害基礎年金の申請 生活状況の記入や精神科医の医師意見書が必須なので入所後に行うことが望ましい。申請から決定までに2ヶ月ほどが係る
- ⑤ 生活保護の申請
 - 〇 申請は矯正施設退所後に行うため、準備をしておき退所の当日に申請します。手続き後、支給まで最低1ヶ月はかかります。
 - 家族の世帯分離が条件

(2) 本人情報の確認

把握できていないことがあれば、合同支援会議時に確認できるよう、あらかじめ関係機関に依頼しましょう。

| 生育歴(学歴・職歴含む)、健康状況、服薬状況、所持金の確認、 | 家族・親族との関わり、など。

(3)「受け入れに関して」

① 生活場所の設定

グループホーム・ケアホーム内での具体的な生活場所を決める。 矯正施設で規律の厳しい生活を送っていることから、ある程度制約を求められる生活も、比較的違和感なく受け入れることができるようです。

② 職員の研修

生活場所や日中活動で関わる職員に対する研修を行う。

→ 罪名から推測される人物像と実像のギャップなどを事前に学ぶ。

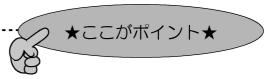
※ 実際に先駆的に取り組んでいる福祉施設・グループホーム・ケアホーム・更生 保護施設・刑務所・少年院の見学や、講演会を開催して実態を周知する必要があり ます。(補助制度有り)

③ 日中活動等について仮の個別支援計画策定

- 入居時から地域移行までのおおよその計画を作成します。
- 早急な就労に繋げるため、施設の就労移行支援事業や障害者就労・生活 支援センターとの連携を、直ちに開始することが重要です。
- 障害者自立支援法上、本人との契約に必要となります。
- ④ 入居当日の日程の作成(詳細は「当日」の欄を参照) 送迎についての確認、緊急更生保護の活用、住民登録。
- ⑤ 入居時の確認事項利用契約、荷物の搬入等。
- ⑥ 入居後の当面の予定健康診断、預金口座作成、日中活動への導入。

⑦ 入居後の生活費について

生活保護が認定されると、日常生活費(施設入所の場合23,000円前後)が、 矯正施設退所日に遡及して支払われます。それまでの間は、ほとんどの利用者は所 持金がないことを想定しておく必要があります。



- ① 療育手帳は、直接的に福祉サービス受給には必須ではありませんが、市町村によっては福祉サービスの受給の要件としている場合があり、他の手続きと併行して行う必要があります。
- ② 障害程度区分の判定は援護の実施者が確定したら、施設入所時までに調査・給付等を行えるよう依頼します。
- ③ 受給者証発給が、福祉サービス受給の根拠となります。
- ④ 障害基礎年金は受給までに時間がかかり、かつ軽度の知的障害者の場合には非該当の可能性もあります。

このため、グループホーム・ケアホーム入居に当たっては、生活保護を申請し、施設 利用料・食費・光熱費・医療費を給付で対応し、早期の就労を図り、賃金だけで生活で きるよう取り組み、生活保護を返上することを目標とします。

生活保護受給をいたずらに長期化することは、本人に働かなくとも収入が得られると言うことと誤認され、就労意欲の減退につながります。

- ⑤ 他の入居者の地域移行同様、徐々に自由に慣らしながら、本人のニーズを確認することが必要です。
- ⑥ 居室はできるだけ個室を用意し、自己管理が出来る環境と、落ち着いて安心できる場を設けることが大切です。
- ② 全職員(世話人)がこの事業の必要性を理解していることが重要です。 矯正施設の利用者の実態を学ぶ上で、映像で視覚に訴えていくことが有効です。

「〇〇刑務所の特集」「〇〇での日々〜知的障害者の社会復帰を支えて」など、のぞみの園所有

② 契約自体は責任能力があると判断されますので、本人との契約となります。 ただし、名目的でも家族の中から保護者となりうる者を区市町村を通して依頼する努力は欠かせません。

6. <合同支援会議>(地域生活定着支援センター主催)

入居を決定した場合には、早急に地域生活定着支援センターに、合同支援会議の開催を依頼し、関係者が情報を共有し、本人の地域生活の自立をめざして、協力する必要があります。

* (別紙:「合同支援会議様式」参照)

「準 備」

日程調整依頼 : 日時・場所等

参加者確認: 保護観察所、矯正施設、地域生活定着支援センター、

援護の実施者(区市町村)、受入予定福祉施設

本人情報の依頼(過去のデータからの不足分)

「会議内容」

協議事項

- ① 本人の状況について (矯正施設)の確認
 - 矯正施設内での本人の生活状況について
 - 日中活動・健康状態・内服薬状況等
- ② 個人情報等についての確認 生育歴、家族状況、犯罪歴、犯罪状況等 ※ 特に市町村からの情報が有効です。
- ③ 保護観察期間について (保護観察所) *仮釈放の場合
 - 〇 保護観察期間の有無
 - 〇 保護観察所担当者の確認
 - 〇 保護司設置の有無等
 - 遵守事項について特別遵守事項の有無等
 - 本人への面接予定・実施方法等
- ④ 福祉サービス等の受給について (援護の実施者)
 - 療育手帳について 事前に依頼した申請状況と区分等
 - 障害程度区分認定について調査・決定の日程・予想区分等

- 障害サービス支給内容について 生活介護・就労移行支援・施設入所支援等
- 所得保障について 生活保護の受給に向けた区市町村との調整
- 本人所持金等の確認
- ⑤ 利用契約上の保護者の確定について 家族の中に保護者となる者が特定できるか、できない場合に行政なのかを確認 します。
- ⑥ 健康保険加入状況・支払い状況等
- ⑦ 住民異動届手続きについて
 - 〇 現住所地の確認
 - 退所時に合わせて転出届の依頼
- ⑧ 今後の個別支援計画について(受け入れ予定福祉施設)
- ⑨ グループホーム・ケアホームでの支援計画について
 - 日中活動等について
 - 就労に向けての取り組み
- ⑩ 矯正施設退所時の対応について
 - 矯正施設退所日時の確認(保護観察所)
 - 福祉施設入居時立ち会い(行政・保護観察所)
 - 利用契約等について(援護の実施者)

7. <入 居>

「準 備」

① グループホーム・ケアホーム入居日(矯正施設の退所日)の日程等の確認を地域生活定着 支援センターに依頼

退所日時、引き取り場所、立会人等の有無、 送迎者、方法、スケジュール(経路等)

- ② 入居時準備品の確認
 - 〇 内服薬

本人に服薬がある場合には、事前に保護観察所を通じて、服薬内容の照会を 行う。

- ※ 医療情報等が必要な場合は、保護観察所を通じて矯正施設に依頼する。
- 〇 住民票(転出届) ―― 当該市町村へ依頼
- 〇 福祉諸手帳
- 〇 印鑑(諸手続に使用)

「当日」

- ① 更生緊急保護の活用
 - 本人が保護観察所へ行き、書類を提出
 - 事前にグループホーム・ケアホーム入居を前提に保護観察所に連絡を入れてもらう(増額)
- ② 住民登録
 - 〇 転出届を持って本人同行で行う
 - 通常は施設の住所地になる *住民票を取得して、預金□座開設に使用する。
- ③ 利用(入居)契約
 - 〇 契約者(保護者)
 - 行政の立ち会い(契約確認)
 - 所持金等の受け渡しの確認(行政)
- 4 入居時面接

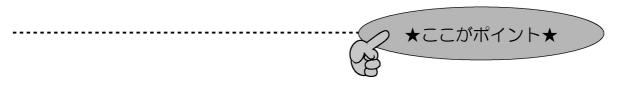
施設長又は、代表者との面接を行い、施設生活での約束事を明確にする。

「入居後」

① 健康診断

当日か入居後、早急に行うことが望ましい。保健所等で行うことも可能(基本的に有料)。

- ② 預金口座作成
 - 生活保護費等の振り込みに必要
 - 本人の意思の確認が出来ることと自分の名前をサインできることが必要
 - キャッシュカードを作っておくと後で便利(近くに金融機関がない場合等)



- 入居時面接では管理者から最初に守るべきことを確認することが必要です。
 - 約束事は2つ程度でよく覚えられることを選びます。
 - 1)無断で施設外に出て行かないこと。
 - 2) 矯正施設に入った原因のことは二度としないこと。 (人の物を盗まない、女性が嫌がることはしない等)
 - 仮釈放の場合は、保護観察期間として、保護司・保護観察官からの指導も伝え、 守らなければ、仮釈放の取り消しを検討しなければならない状況であることについ て、保護観察所に伝えることを明言します。
- ② 本人の担当職員を決め、世話人と別に何でも聞いてくれる受容を行います。 まずは安心した生活の場の確保から始まりますので、自分の存在が認められている こと、味方になってくれる職員が居ることから始めて下さい(キーパーソンの存在)。 要求の窓口を一本化することが、本人の混乱を防ぐことにつながります。
- ③ 国民健康保険の減免措置の申し入れ

矯正施設入所期間中における、未納保険料(延滞金を含む)については、区市町村に対して減免措置を執るよう申し入れを行います。

- ④ 借金があることが入所後にわかる場合があり、弁護士等との対応策が必要となります。
- ⑤ 矯正施設に入る前の友人関係には、連絡を取ることは控えさせます。

その他 入居時の本人に関わる経費

グループホーム・ケアホーム入居後、障害基礎年金又は、生活保護の受給前は下記の経費が自己負担として考えられます。預貯金も無く、生活困窮であるだけに事業所として方針決定が必要です。

原則的には、年金等の給付が始まるまで事業所の立て替え又は援助が必要となります。 「地域生活移行個別支援特別加算」の活用などの検討が必要です。

(1)矯正施設退所日

- ① 交通費(本人)公共交通機関
- ② 転入届・住民票取得
- ③ 印鑑

(2) グループホーム・ケアホーム入居後

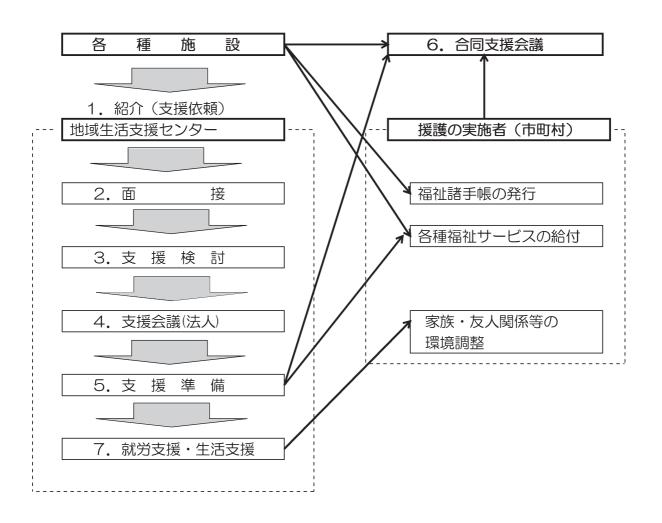
- ① 健康診断料
- ② 診断書作成料(自立支援医療申請用)
- ③ 年金申請に係る証明書(住民票・所得証明)等の発行手数料
- ④ 心身障害者総合補償制度保険金(A I U)
- ⑤ 預り金管理サービス料
- ⑥ 生活用品購入費
- ⑦ 小遣い
- ⑧ 職場実習(トライアル雇用)通勤に係る交通費
- ⑨ 食費・光熱費

④ 矯正施設を退所した知的障害者等の 受け入れマニュアル

(地域生活支援センター 編)

施設(矯正施設・障害福祉施設・救護施設) からの受け入れ

矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援センターでの受け入れフロー図



1. <各種施設からの紹介>

本人の地域生活の自立を目的とした個別支援計画の作成には、現に生活している各施設 (矯正施設・障害福祉施設・救護施設)の他に更生保護官署・地域生活定着支援センター からの情報により積極的な共有が必要です。

受け入れの要請があった場合には、できうる限り情報の提供を求めて下さい。 特に、本人が犯罪に至った要因、本人の生育歴、矯正施設内での再犯防止のために取り組んだ状況などの情報が必要です。

受け入れ候補者について必要な個人情報

- ① 氏名、男女別、生年月日、年齢
- ② 本籍地、矯正施設前の住所地、矯正施設名、現入所施設
- ③ 本件犯罪(非行)内容と、それに至った要因
- ④ 期間満了日(仮釈放の場合の年月日)
- ⑤ 家庭環境 両親/家族、詳細な親子関係/経済状況、身元引受人 * 親族又は本人が拒否している理由
- ⑥ 生育歴 幼児時期から主な経歴 福祉関係の教育・医療・福祉サービスの受給経歴 養護学校、精神病院、福祉施設の利用経験 職歴(就労経験・賃金) 障害者手帳(身障手帳・療育手帳・保健福祉手帳) 年 金 等(生活保護、障害基礎年金等)
- ⑦ 心身状態 IQ、検査方法、検査日、病歴、服薬状況、カウンセリングの必要性
- ⑧ 福祉サービスを利用する事についての本人の同意の有無
- ⑤ 福祉とつなげることの必要性
- ⑩ 本人の心のよりどころとなっている者の存在家族以外で良くも悪くもキーパーソンになる人
- ⑪ 社会人としての更生意欲
- ① 就労意欲/就労特性(受刑中の様子から)
- ③ 所持金/所持品

★ここがポイント★

① アセスメント表の作成

必要な情報はまとめて整理しておくことが後の受け入れ決定の際、重要な資料となります。

② 本人面会の機会の確保

面会により、人柄を確認することが出来るため、極めて有効な情報収集の機会となります。

※ 相談支援事業所としては、何より本人との信頼関係の構築が重要かと思われます。各施設に相談支援専門員を派遣し、各施設から地域に相談の軸を移行させながら進めないと地域移行後に本人との接点が切れてしまう可能性があります。まずは、本人に安心してもらえる関係性の引継ぎを!

③ 罪名に惑わされない!!

罪名だけ聞くと「とても我々には?」と思いがちですが、犯罪への要因と考えられる状況を調べると、本人だけの課題ではなく、環境を整えることで改善されることも多いようです。まずはきちんとアセスメントしてみましょう。受け入れ可否の決定はその後で十分です。

④ 各施設を利用している段階から、チームが編成され、個別支援計画を活用した段階的な支援ができれば、特に地域生活センターの受け入れ時の困難さは解消されます。 チーム支援は出所する前段階から行なえる形を取れれば、1つのプロセスで支援が展開でき、本人も安心できると考えられます。

2. 〈面 接〉

本人の障害程度や人物像については、紙面上の情報だけでなく、本人と直接会って、確認する必要があります。また、面接の中で足りなかった情報を得ることがあります。 さらに、地域での福祉サービスの説明や本人が利用することについて確認も可能となります。

できれば、段階に応じて複数回実施すると有効です。

第1段階 本人の確認、情報収集、関係性の構築、福祉サービス等の情報提供 第2段階 本人の将来についての希望、地域生活支援センターが考えている本人 への福祉サービスの計画の説明、本人の福祉サービスを利用する意思 の確認

「準備」

日程調整の依頼(施設)

面会の日程調整と面会時の立ち会いの依頼

※ どんな質問をすれば良いかは資料を参照下さい。

「 面 接 」→受容と共感

- ① 本人や刑務官・CSW(社会福祉士)からの聞き取り調査を通じて、障害程度を推し測る意味からも重要です。
 - 本人からの聞き取り事項
 - ・ 現施設内での暮らしぶり
 - 本人の周辺状況について
 - 出身地・生育歴・家族関係・職歴等
 - 普段から楽しみにしていること、矯正施設の退所後に楽しみにしていること、嗜好品、ストレスの発散方法
 - 刑務官・CSWからの聞き取り事項
 - ・ 矯正施設内での状況(作業態度・生活態度等)
 - 退所後の考えについて
- ② 福祉サービスの紹介 年金制度・福祉制度の説明
- ③ 地域生活支援センターの紹介
 - 〇 福祉サービス内容の説明
 - 福祉サービス利用の意思確認

「刑務所担当者からの情報提供」

社会福祉士・精神保健福祉士 ~ 受け入れ施設の実態に即して、入所利用可能かの客観的な判断や、入所利用にあたって、専門的視点から助言や情報提供を受ける。



- ① 面接の多くは個室で行われます。
 - 質問と記録者で複数で行うことが望ましいです。
 - 携帯電話については、面会・面接室に持ち込めません。
- ② 聞き取り調査を通じて、障害程度を推し測ることができることから有効です。
- ③ 地域生活支援センター利用の意思確認
 - 障害が故に、言葉や文章等ではなかなかイメージできない場合が多いようです。
 - 写真やパンフレット等は、本人に渡すことはできませんが、その場で説明する 上では、視覚から入るために有効です。
 - 福祉サービスは契約事項であり、最終的な利用に関する確認を取っておくこと が必要不可欠です。
 - 本人が将来、どんな夢を持っているか、何をしたいのかということを確認して おくと、個別支援計画を立てる上で有効です。
 - 罪を犯したことを反省しているか、二度とやらないという意思を確認しておく ことが大切です。(悔悟の念を抱きづらい障害もあります)
 - 本人が障害者としての福祉サービスを受けること自体を拒否する場合があります。契約制度の限界であり、やむを得ないことでありますが、矯正施設職員に 再度福祉サービスの有効性についての説明を依頼することが大切です。
 - ④ 矯正施設内での暮らしぶりの確認

面会時を利用して、現に生活している施設から直接本人の生活に関する情報を得る機会になります。

- 生活状況・身体状況・服薬等状況
- 二度と罪を犯さないという意思の確認

3. 〈 支援・受け入れの検討〉

(1) 罪名よりは、なぜ罪を犯すに至ったかの要因についての検討

窃盗・暴行等の軽犯罪から、傷害・殺人・放火等の重大犯罪、性犯罪、薬物関係犯罪などの罪名だけで判断することが起こりがちです。なぜ、罪を犯すに至ったか、その犯罪が習慣性又は一過性なものなのか等を十分に調査し、その要因を生活環境の改善により軽減することで再犯に至らず、地域生活支援につなげることができるのかを断することが必要です。

(2) 受け入れの基準

判

受け入れに当たっては、経験・施設の方針などから一定の基準を定め、それぞれの施設で判断をすることが必要と思われます。

(etc) 入所の必然性、性別・合併症、出身地(地域移行先の確保)

(3) 援護の実施者について

福祉サービス受給のためには、援護の実施者となる区市町村との綿密な連携が必要であり、不可欠な要素です。

- ※ 援護の実施者の確定に関する業務は、現に生活している施設が行います。援護の実施者は、住所の異動により、異動先の区市町村に変更されます。
- (4) 地域生活支援センターの紹介する福祉施設の所在地

出身地や住所地・逮捕場所等が福祉施設に近い場合、友人関係や家族関係を考慮する必要があります。

暴走族や暴力団関係等からの誘いを防ぐ環境も必要です。



- ① 本人の生活環境のアセスメントを徹底しよう。 受け入れにあたっての不安が残らないよう、不明な点は徹底して調査することが必要です。
- ② 施設利用後における、再犯の恐れとなるような好ましくない友人関係との連絡については、本人と話し合い、自粛を求めることが必要です。

4. 〈支援受け入れ準備〉

(1) 福祉サービスの受給

アセスメントに基づき確認された福祉ニーズに基づき、現在利用している施設及び 援護の実施者の市町村に対して、各福祉サービスの受給のための手続きを行うよう依頼しましょう。

- ① 援護の実施者の移管に伴う手続き
 - 療育手帳申請又は再発行
 - 受給者証・予定サービスの確認
- ② 年金受給等の所得保障の確認

障害基礎年金の(再)申請

生活状況の記入や精神科医の医師意見書が必須なので入所後に行うことが望ましい。申請から決定まで2ヶ月ほどかかります。

(2) 本人情報の確認

把握できていないことがあれば、合同支援会議時に確認できるよう、あらかじめ関係機関に依頼しましょう。

生育歴(学歴・職歴含む)、健康状、服薬状況、所持金の確認、 家族・親族との関わり、など。

(3)「支援受け入れに関して」

① 生活場所の確認

施設側で準備している具体的な生活の場(一般住宅/グループホーム・ケアホーム)

② 日中活動等の確認

施設側で準備している活動の場

- 入所時から地域移行までのおおよその計画を作成します。
- ・ 障害者自立支援法上、本人との契約に必要となります。

③ 職員の研修

生活場所や日中活動で関わる職員に対する研修を行う。

- ・ 罪名から推測される人物像と実像のギャップなどを事前に学ぶ。
- ・ 重度施設の場合、軽度障害者の支援についても学ぶ必要がある(性の問題等)。
- ※ 実際に先駆的に取り組んでいる福祉施設・更生保護施設・刑務所・少年院の 見学に行ったり、講演会を開催して実態を周知する必要があります。 (補助制度有り)



- ① 療育手帳は、直接的に福祉サービス受給には必須ではありませんが、区市町村によっては福祉サービスの受給の要件としている場合があり、他の手続きと併行して行う必要があります。
- ② 障害基礎年金は受給までに時間がかかり、かつ軽度の知的障害者の場合非該当の可能性もあります。

このため、福祉施設入所に当たっては、生活保護を申請し、施設利用料・食費・光熱費・医療費を給付で対応し、早期の就労を図り、賃金だけで生活できるよう取り組み、 生活保護を返上することを目標とします。

生活保護受給をいたずらに長期化することは、本人に働かなくとも収入が得られると言うことと誤認され、就労意欲の減退に繋がります。

就労については、心身の状況等から一概に判断できない場合もあります。「早期の就労」は理想ですが、就労を急ぐあまりに本人に過度なプレッシャーをかけることは厳禁だと思います。就職による失敗体験やマイナスイメージ等が後の就職活動に影響することもあるからです。生活保護の受給に一定の条件や制約(就職活動をすることや、収入報告の義務、自動車を所有できない等)があることを説明し、生活保護を基盤にしながら環境を整え、就職を確実に(パートから正規職員など)、よりよい生活を目指す方向性を示していくことが大切なのではないでしょうか?

- ③ 他の長期利用者の地域移行同様、徐々に自由に慣らしながら、本人のニーズを確認することが必要です。
- ④ 居室はショートステイ用などの個室を用意し、自己管理が出来る環境と、落ち着いて安心できる場を設けることが大切です。
- ⑤ 全職員がこの事業の必要性を理解していることが重要です。
 - 矯正施設の利用者の実態を学ぶ上で、映像で視覚に訴えていくことが有効です。

「〇〇刑務所の特集」「〇〇での日々〜知的障害者の社会復帰を支えて」など、 (のぞみの園所有)

○ 他の支援スタッフのみなさんにもご理解が必要であり、職員同様の説明会の開催は必要かと思われます。

5. <合同支援会議>(地域生活支援センター主催)

支援所を決定した場合には、早急に合同支援会議の開催し、関係者が情報を共有し、本人の地域移行をめざして、協力する必要があります。

* (別紙:「合同支援会議様式」参照)

「準備」

日程調整依頼 : 日時・場所等

参加者確認: 保護観察所(必要に応じて)、援護の実施者(区市町村)、

現入所施設、地域生活支援センター(障害者就業・生活支援センタ

ー)、本人(必要に応じて)

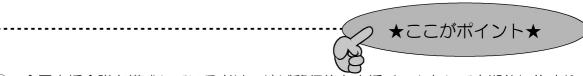
「会議内容」

協議事項

- ① 本人の状況について
 - 施設内での本人の生活状況について
 - 日中活動・健康状態・内服薬状況等
- ② 個人情報等についての確認

生育歷、家族状況、犯罪歷、犯罪状況等

- ※ 特に区市町村からの情報が有効です。
- ③ 福祉サービス等の受給について (行政:援護の実施者)
 - 療育手帳等の手帳について 事前に依頼した申請状況と区分等
 - 障害程度区分認定・障害サービス支給内容について 生活介護・就労移行支援・施設入所支援等
 - 所得保障について生活保護の進捗状況
 - 本人所持金等及び管理方法の確認
 - · 成年後見制度·社会福祉協議会管理依頼等
 - 銀行等の預金通帳管理
- ④ 一人暮らしの場合の食事支援・相談支援・余暇支援
- ⑤ 健康保険、年金加入状況・支払い状況等
- ⑥ 住民異動届手続きについて
 - 〇 現住所地の確認
 - 退所時に合わせて転出届の依頼
- ⑦ 今後の支援計画について
 - 地域生活への自立・定着をさせ、引いては再犯させない支援計画の作成
 - 施設で作成した支援プログラムを中心に検討



- ① 合同支援会議を構成している者は、地域移行後も支援チームとして定期的に集まり、 支援内容を検討していくことを確認します。
- ② 支援チームには、できるだけ本人の参加を求め、社会人の一員としての自覚を求める 必要があります。
- ③ 犯罪に関わる経歴は、支援チーム内だけの守秘義務として位置づけていくことが必要です。
- ④ 地域のネットワーク作り、協力体制作りも重要です。 受け入れ施設だけで抱え込むのではなく、地域全体で見守るスタンスが必要です。

6. 〈支援開始〉

「準 備」

- ① 施設退所日の日程等の確認をします。
- ② 地域移行時の準備品の確認
 - 〇 内服薬
 - 〇 住民票(転出届) ――― 当該市町村へ依頼
 - 〇 障害手帳等
 - 〇 印鑑(諸手続に使用)

「当日」

- ① 住民登録
 - 転出届を持って本人同行で行う
 - 通常は施設の住所地になる *住民票を取得して、預金□座開設に使用する。
- ② 移行時面接
 - 約束事の確認
 - 非常時の連絡先と連絡方法の確認

「入 所 後」

① 健康診断

実際に生活する近隣に、かかりつけの医師を確保していることが望ましい

- ② 預金口座作成
 - 生活保護費等の振り込みに必要
 - 本人の意思の確認が出来ることと自分の名前をサインできることが必要
 - キャッシュカードを作っておくと後で便利(近くに金融機関がない場合等)



- ① 移行時面接では支援センターから最初に守るべきことを確認することが必要です。 約束事は2つ程度でよく覚えられることを選びます。
 - 1)長時間・期間に外出するときは連絡すること。
 - 2) 矯正施設に入った原因のことは二度としないこと。 (人の物を盗まない、女性が嫌がることはしない等)
- ② 本人の担当職員を決め、何でも聞いてくれる受容を行います。 まずは安心した生活の場の確保から始まりますので、自分の存在が認められている こと、味方になってくれる職員が居ることから始めて下さい。(キーパーソンの存在)
- ③ 借金があることが地域移行後にわかる場合があり、弁護士等との対応策が必要となります。
- ④ 各種契約自体は責任能力があると判断されますので、本人との契約となります。 但し、名目的でも家族の中から保護者となりうる者を区市町村を通して依頼する努力 は欠かせません。
- ⑤ 矯正施設に入る前の友人関係に連絡を取ることは控えさせる。 友人関係を控えるに当たり、新しい友人関係の構築における情報提供が必要となります。

知的障害者等の受け入れのポイント (更生保護施設 編)

ひょっとしたら、知的に障害があって、仕事が見つからないのでは? 説明がうまく伝わらないと感じたら、まず開いてみて下さい!!

1. 福祉のサービスが必要と判断された場合
2. 主な障害福祉サービスはどこに相談すればよいか •••••• P 163
3. 知的障害の認定(療育手帳の取得) ······P 165
4. 援護の実施者となる区市町村について ······P 167
5. 軽度知的障害者の支援のポイント

1. 福祉のサービスが必要と判断された場合

1. 知的障害への気づき

口 「はい!わかりました」とその場では言いますが、どうも本当は理解していないようだ。	
口 複数の指示事項は実行できない。(2つ以上は難しい。)	
ロ お金は計画的に使えず、短期間に使ってしまう。	
ロ 住民異動届などの行政の窓口の手続きがうまく行えない。	
ロ 就職・住まいについて交渉がうまく行えない。	

こんな事例はありませんか。更生保護施設において、他の入居者より支援が多くかかる者はいませんか。

保護観察所からの情報の中に知能テストの結果や生育歴の中で、特殊学級や自立支援 学校(養護学校)、福祉施設入所の記録により、知的障害があるのではと思われる者は いませんか。

読み書きや身の回りができたとしても、問題解決能力に欠けている者はいませんか。 障害を持っていることで、福祉の支援があればもっと自立がうまくいくのではないか と思われる者はいませんか。

知的障害者にはどんな福祉サービスがあるの ?



「P 163 主な福祉サービスの相談先」参照

2. 知的障害者の定義

知的障害とは発達上の遅滞で、18歳までに発生しているものをいいます。

以前は知恵遅れ・精神薄弱者(平成11年に「知的障害者」と改称されました。)と 呼ばれていました。

各都道府県の知的障害者更生相談所(18歳未満は児童相談所)で知能検査などによって知的障害があるかどうか判定されます。(判定基準は都道府県がそれぞれ定めています。)

知的障害と判定されると「療育手帳」が発行され、各種福祉施設等が利用しやすくなります。サービスよっては養育手帳の所持を要件としているものも多いので、日常生活を送る上は手帳を取得した方がよいでしょう。

本人や家族が知的障害があることに気づかなかったり、所持しなくても大きな問題がなかったり、逆に障害者としての認定を受けることに抵抗があったりして、療育手帳の交付の申請をしていなかった場合もあるようです。

「療育手帳」の申請はどうすればいいの?



「P 165 知的障害の認定」 参照

3. 福祉サービスを利用するためには

更生保護施設に入所して初めて知的障害が疑われた場合,本人に対する説明,必要な福祉サービスの検討,福祉サービスの調整などをすべて一から始めないといけません。

この場合、その者を福祉サービスに繋げる必要があるか否かの判断については、処遇方針や 入所期間に関わる問題ですので、まず委託元である保護観察所と十分に協議を行いましょう。

(1) 本人の同意

福祉サービスの利用は、原則的に契約に基づくものであり、本人の同意が必要です。関係機関・団体と情報を共有することになりますから、本人から「同意書」を徴しておく方が良いでしょう。

しかし、実際、更生保護施設入所者の中には、自分が知的障害者であるという自己認知がなく、療育手帳の取得に抵抗を示す方も少なくないかと思います。本人の人生に関わることですし、これまで福祉の支援に頼らず生活をしてきたという自負も本人にはあるかと思いますので、誰が説明をするか、また、説明のタイミングをどうするか、事前に保護観察所と十分に協議しておく方が良いかと思います。

指定更生保護施設の中には、まず就職活動をさせてみて、就職に至らない現実を直視させた段階で福祉サービスの利用を勧めてみたり、社会福祉施設への見学を企画してみたりするといった工夫をしているようですが、お話をうかがってみると、実際は色々とご苦労されているというのが現状のようです。

(2) ケアプランの作成

福祉サービスの調整とは、単に社会福祉施設への入所を調整するということではありません。アパートでヘルパーの援助を受けながら生活する、ジョブコーチの援助を受けながら 就労を行うなど、本人のニーズや障害特性に応じ、様々な調整の形が考えられます。福祉 サービスも多様にあり、中には、自治体が独自に行っているサービスもあります。

大切なのは、本人が再犯・再非行をせずに地域で生活していくにはどのような支援が必要か考え、施設在所中から福祉の関係機関・団体と連携し、計画的な調整・訓練を行っていくことです。

計画的な支援を行っていくためには、いわゆる「ケアプラン」を作成することが大切です。ケアプランは、本人の動機付けを高めるほか、支援の透明性を高め、関係機関・団体との意識統一や情報共有の促進といった効果が期待でき、実際、指定更生保護施設においても、福祉職員がプランを策定し、本人の特性や取り巻く環境に応じた計画的な処遇を実施しています。

(3)福祉サービスの調整

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを利用するためには、本人の「援護の実施者」 (知的障害者に対する援護を行う区市町村)となる区市町村により、「障害程度区分」の認 定を受け、提供するサービスの内容を示す「受給者証」の交付を受ける必要があります。

この申請は、区市町村の窓口で行うこととなりますが、必ずしも更生保護施設のある住所 地の区市町村が「援護の実施者」になるとは限らず、本人の生育、元の住所地などによっ て変わることがあり、実務上、その調整に苦労する場面も少なくありません。

援護の実施者は どこになるの?



「P 167 援護の実施者となる区市町村について」 参照

また, 更生保護施設職員の中には, 福祉の知識がないなどの事情から, 「いきなり自治体に行くのは不安である。」、「そもそもどのような福祉サービスがあるのか分からない。」といった不安を感じる方も少なくないと思います。

こういった場合,もし、本人に福祉サービスを利用する意思があれば、地域生活定着支援センターに相談支援業務の依頼をすることが可能です。地域生活定着支援センターへの相談支援業務の依頼は、更生保護施設が直接行うことも可能ですが、保護観察又は更生緊

急保護の実施主体である保護観察所にも情報を共有してもらうため、保護観察所を通じて 行うことが望ましいと考えられます。

地域生活定着支援センターが設置されていない都道府県においては、「地域生活支援センター」や「障害者就業・生活支援センター」等地域の総合相談窓口に相談をしてみることも一つの方策かと思います。

「地域生活支援センター」においては,「相談支援専門員」が居住先を探すお手伝いや地域で暮らしていく上での相談相手になってくれます。

「障害者就業・生活支援センター」においては、公共職業安定所(ハローワーク)と連携して、職業実習先を紹介したり、必要に応じてジョブコーチを派遣して、仕事に慣れることや事業主との調整を行い、就職に結びつけることを行っています。また、生活相談に応じてくれますので、指定更生保護施設の中には、このセンターを通じ、療育手帳の取得や各種福祉サービスの調整を行ったところもあるようです。

(4) 関係機関・団体との連携

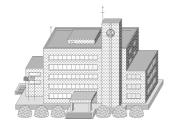
多様な福祉サービスの調整を,更生保護施設がすべて単独で担うのは不可能です。限られた入所期間や職員体制で最大限のことを行っていくためには,関係機関・団体と連携し,包括的な支援を行っていくことが必要です。

連携を図るための有効な取組の一つが「ケア会議」です。ケア会議を開くことで、更生保護施設が単独で動くのではなく、関係機関・団体が協働して調整を進めていくことができます。実際、指定更生保護施設の中には、福祉職員が中心となって「ケア会議」を開催したところもあり、これにより、調整の時間が短縮され、認識や情報の共有化が図れたという効果があったとのことです。

また、地域では、関係団体が本人のためにチームを組んで支援計画を策定し、それぞれの持っている支援を出し合ってサービスに繋げる「障害者自立支援協議会」が、区市町村ごとに設置されつつあります。他にも、個別に相談支援専門員が中心となって関係者だけが集まって開催される「サービス担当者会議」が各地で始まっています。

2. 主な障害福祉サービスはどこに相談すればよいか

福祉サービスを利用するために



区市町村役所・福祉担当

- 障害の認定・各施設等の利用
 - 療育手帳(知的障害)の交付(障害者更生相談所)
 - * 18歳までに障害があったことの証明が必要
- 〇 所得の保障

障害基礎年金(20歳以上の障害者・無拠出年金)

- * 1級 約8.2万円/月 2級 約6.6万円/月
- 〇 福祉サービスの利用

障害程度区分認定

受給者証の交付(どんなサービスを利用するか)

生活について



地域生活支援センター

(相談支援専門員) 区市町村より委託された事業所

- 何でも相談
- 〇 住居の紹介(保証人も含む)
- 移動支援(買い物などの外出支援)
- 〇 成年後見制度の活用
- 〇 日常生活自立支援事業の紹介

区市町村社会福祉協議会が窓口となっている事業で、知的障害者等の福祉 サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。

就職について



障害者就業・生活支援センター

都道府県から委託された事業所

障害者への就職活動と地域での生活を支援します

- 〇 職場実習先の紹介
- ハローワークへの登録
- 〇 ジョブコーチ(実習先での支援)
- 就職についてのアドバイス
- 就職した後の生活面での相談にも応じます。

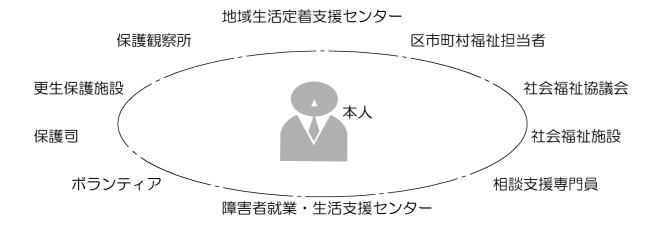
地域で支える仕組み



サービス担当者会議

障害者の相談支援専門員を中心に本人が地域での 自立のために必要なサービスを検討して、支援計画を 作成して各機関のサービスを提供します。

一つの施設で悩まないで、チームで支えましょう



3. 知的障害の認定 (療育手帳の取得)

[制 度]

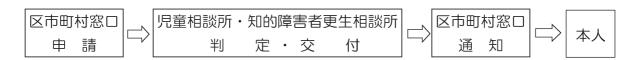
○ 療育手帳は、知的障害者(児)と保護者に対する療育の指導・相談や知識の普及 等の様々な福祉施策を受けやすくすることを目的としたものです。

知的障害者福祉法による援護以外にも、JRなどの公共交通機関を割引料金で利用することもできます。

○ 身体障害者手帳とは異なり、療育手帳の判定方法・判定基準は全国共通ではなく、交付 も含めて都道府県がそれぞれに定めています。

なお、重度の身体障害が合併している場合は考慮されることがあります。

〇 申請手続き



○ 知的障害の判定の前提

知的機能の障害が発達期(概ね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの。

- ① 発達期(概ね18歳まで)の障害であること
- ② 知的障害があること
- *「療育手帳制度について」

(昭和48年9月27日 厚生省発児第156号厚生事務次官通知)

「療育手帳の実施について」

(昭和48年9月27日 児発第725号厚生省児童家庭局長通知)

- 入所中に申請手続きを行うことは可能です。また、交付を受けることも可能です。 もちろん、話し合いの中で本人の同意の上での申請が前提です。
- 〇 サービスによっては、療育手帳の所有が要件となっているものもあります。
- 申請先は援護の実施者の都道府県になります。 また、既に取得している場合でも、交付を受けた都道府県に生活実態がない場合は、居 住する都道府県での再交付手続きが必要です。
- 療育手帳の交付に、申請してから、2ヶ月程度の期間を要する場合もあることから、そ

- の期間を見込んだ準備が必要なようです。
- 療育手帳の判定には、概ね18歳までに障害があらわれていることの確認できることが 必要であり、高齢や住所が未確定な者への判定にはさらに多くの時間を要したり、出所に 間に合わない事例も見受けられます。
- 入所している矯正施設が、援護の実施者である都道府県にない場合は、援護の実施者の 判定機関が判定のために矯正施設所在地に出向くか、他の都道府県へ依頼して判定できる ことになっています。

[方 向 性]

○ 18歳までに障害があらわれたことを確認するために、矯正施設・保護観察所で持っている情報のうち、何らかの福祉サービス・教育を受けた経験等の生育歴の情報が有効となることがあります。

(例えば「特殊学級に在籍していた。」「幼児期を知っている親族の存在」など。)

- 療育手帳交付手続きに要する期間短縮や、判定の委託に関する連携がスムーズに行な われるよう、行政と積極的に協力していくことが望まれます。
- また、判定に際しては、矯正施設内に心理判定機関があるので、その判定結果も有効 に活用されるよう、関係機関同士の連携が確保されることが円滑な遂行に役立ちます。

4. 援護の実施者となる区市町村について

- 原則的には、矯正施設に入所する前の居住地が援護の実施者となります。 更生保護施設に入所し、所在地に住民票を異動することをもって、所在地の区市町村が 援護の実施者になるわけではありません。
- 全く居住地がわからない場合は、矯正施設の所在地が援護の実施者になるという通知が下記の通りに出されています。
- 実際上は、本人の入所前の居住地や出身地、保護者の住所地などを考慮して検討される こととなりますが、援護の実施者の決定まで時間を要する場合もあります。
- 地域生活定着支援センターに対して支援依頼のあったケースについては、同センターが、 本人の出身地、住所地、生育歴等を踏まえて関係区市町村との調整にあたります。

[方 向 性]

- 退所後の生活の場を基本としてより適当な区市町村が援護の実施者となることが望ましいと考えられます。
- 本人との面接の中で家族の情報を得て、その家族が退所した後の相談に応じてくれる福祉制度上の保護者になっていただければ、援護の実施者も決定しやすいですし、ひいては仮釈放の条件の一つである身元引受人の確定にもつながります。
- 国としての明確な指針が待たれています。



矯正施設収容者に対する身体障害者福祉法の適用について

昭和32年6月19日社発第441号 厚生省社会局長通知

1. 居住地の認定について

矯正施設収容者の居住地は、施設に収容されたことによって施設所在地に移ったとみるべきではなく、収容前に居住地を有し、かつ現在そこに家族が居住していて釈放後本人が復帰する見込みのあるときは、当該地を引き続き現在の居住地と見るべきである。

従って、この場合、身体障害者手帳の交付は、当該居住地の都道府県知事又は 指定都市若しくは中核市の市長が行い、<u>また当該居住地を管轄する福祉事務所を</u> 管理する都道府県知事又は市町村長が援護の実施に当たるものである。

収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者、或は収容前の居住地に復帰する見込のない者については、矯正施設所在地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が身体障害者手帳の交付を行い、また援護の実施に当たる者であること。

更 生 援 護 の 実 施 者

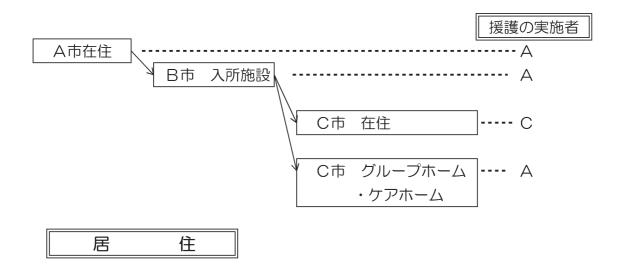
知的障害者福祉法 改正 平成18 法律20.53

第9条

この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村(特別区を含む。以下同じ。)による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第 29 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項の規定により同法第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等(第 15 条の 4 及び第 16 条第 1 項第 2 号において「介護給付費等」という。)の支給を受けて同法第 5 条第 1 項若しくは第 5 項の厚生労働省令で定める施設、同条第 12 項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)又は独立行政法人国立重度知的障害者総

合施設のぞみの園法(平成 14 年法律第 167 号)第 11 条第 1 号の規定により独立 行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみ の園」という。)に入所している知的障害者及び生活保護法(昭和 25 年法律第 14 号)第 30 条第 1 項ただし書の規定により入所している知的障害者(以下この項 において「特定施設入所知的障害者」という。)については、その者が障害者自 立支援法第 5 条第 1 項若しくは第 5 項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援 施設、のぞみの園又は生活保護法第 30 条第 1 項ただし書に規定する施設(以下 この項及び次項において「特定施設」という。)への入所前に有した居住地(継 続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者(以下この項に おいて「継続入所知的障害者」という。)については、最初に入所した特定施設 への入所前に有した居住地)の市町村が、この法律に定める更生援護を行うもの とする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなか つた特定施設入所知的障害者については、入所前におけるその者の所在地(継続 入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した所在地) の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。



出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

移動: ナビゲーション, 検索

居住(きょじゅう)とは、一定の住まいを定め、そこに住んで自分たちの生活を営むこと。その場所を<u>居住地(きょじゅうち)</u>といい、通常そこが自宅(じたく)とされる。

そこに家族の生活の拠点を定めて、寝食をそこで共にし、その住宅空間(居住空間)を自分たちのものとしてデザインしていくこと。

また、その意味から派生して、必ずしも住宅、住居ではなくても、一定空間で 快適で、満足感が得られることも居住性として語ることがある。車の車内空間な ど。

5. 軽度知的障害者の支援のポイント

軽度の知的障害者の自立支援を行うときの職員の接するポイントをいくつか掲示します。

1. 職員側の連携(判断の基準の統一)

- ① 職員間で統一した支援 職員で善悪の基準が違っては混乱するだけです。
- ② 問題が発生したら、その場で解決する。(後に持ち越さない) 注意する際には毅然とした態度で、悪いことは悪いこととして、その場で確認 する
- ③ 本人の発する言葉・表情に惑わされない。(理解しているようで理解していない) 「はい!わかりました」はその場を言いつくろっているだけで、本当に理解しているか疑問の時が多いようです。
- ④ 指示する内容は簡単・単語で(指示は、2つまで !! それ以上理解しにくい。)

2. 明確な目標を持たせる。

- ① 地域の中で自立することを前提とした生活 居心地が良いと言うことではなく、早く施設を出てがんばりたいと思わせる
- ② 出来る事と出来ないことの見極め(就労の可否を含む) 短期間で改善出来ることの見極め 挨拶の励行

3. しっかりとした信頼関係をつくる。(安心出来る関係)

- ① キーパーソンとなる本人の担当職員を決めて下さい。
- ② 大きな目標と目前の目標を作り、心の支えを作る。
- ③ 粘り強く付き合う。

恵まれない家庭環境の中で育っていることが多く、障害自体を理解されずに来たために、福祉的な支えもなく一般社会では生きづらく、犯罪に至っていることが多いようです。また、人を信じることがうまくできず、自分だけの判断で行動していることが多いようです。

療育手帳制度の概要

1. 概要

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害と判定された者に対し交付する。

< 根拠> 療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第 156号厚生事務次官通知)

※本通知は、療育手帳制度に関する技術的助言(ガイドライン)であり、各都道府県知事等は、本通知に基づき療育手帳制度について、 それぞれの判断に基づいて実施要綱を定めている。

2. 交付対象者

児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害であると判定された者に対して交付する。

- 3. 障害の程度及び判定基準 重度(A)とそれ以外(B)に区分
 - 重度(A)の基準
 - ① 知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者
 - ・食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。
 - ・異色、興奮などの問題行動を有する。
 - ② 知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者
 - それ以外(B)の基準 重度(A)のもの以外

Ⅲ. 課題として検討が必要とされた事項

研究検討委員会では、支援プログラムの開発の検討の中で、矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活自立のために、現在の制度でさらに改善が必要な事項として下記の点が上げられました。

- 1. 地域生活定着支援センターの運営経費の支出科目の柔軟化 平成21年度の支出科目が、人件費等など限られたものであり、事業を運営する には不可欠な事務所賃貸、車両賃貸料等、柔軟に適応できることが必要です。
- 2. 地域生活移行個別支援特別加算(入所支援サービス)の対象事業所の拡大 受け入れのための職員研修事業は不可欠であり、特別加算は極めて有効です。 別加算の対象となるのが、障害者自立支援法の新体系へ移行した事業所となって いますが、受け入れ事業所の拡大に繋がるよう新体系への移行に関わらず適用する ことが必要です。

あわせて、障害者を入所対象としている救護施設にも適用することが必要です。

3. 援護の実施者の決定についての判断基準の明確化 矯正施設入所という特殊な環境においても、福祉サービスの受給手続きが速やか に行えるよう、援護の実施者となる区市町村の判断基準の明確化をさらに進めるこ とが必要です。

- 4. 受け入れ施設・地域生活支援センターの担当職員養成研修の実施 支援理論の確立や演習によるケース検討など支援技術の向上のため、定期的に受け入れ施設や地域生活支援センター職員の研修が必要です。
- 5. 各都道府県保護観察所主催する連絡協議会への、障害関係施設及び高齢者施設経営 者団体の参加

連絡協議会には矯正施設・関係自治体、地域生活定着支援センターに加え、福祉 サービス提供者となる障害者関係団体・高齢者施設経営者団体を加え支援の輪の拡 大することが必要です。

Ⅳ. 事 例 集

事 例 集

これまでに先駆的に施設・地域生活支援センター等で支援した内容を今回の 研究における支援プログラムモデルに沿って作成・検証していただきました。

- * 個人情報保護の観点から、次の点に留意しました。
 - 地名・氏名は明記してません。
 - 年齢・経過は架空です。
 - アセスメント内容の一部は架空・創作しています。また、 削除しています。

障害福祉施設での受け入れ事例

救護施設での受け入れ事例

④ Dさん59才P 205矯正施設から、救護施設に入所し、地域移行を目指しています。⑤ Eさん54才P 211矯正施設から、救護施設に入所し、地域移行を目指しています。

6	Fさん	_	P 2 、更生保護施設に入所し、地域自立を目指している	- /
ブルー	-プホーム	・ケアホーム・追	運力 での受け入れ事例	
7	·		P2 者支援施設で就労移行支援事業を経て就職し、E います。	- ·
8				
地均	或生活支持	爰センターでの	の支援事例	
9			P 2 障害者相談支援事業所で通所作業所につないだだ 设を利用し、ケアホームへの入居を目指しています	が、現
10		41才 正施設を退所後	P 2 後、障害者支援施設の短期利用を経てグループホー	

での生活を始め、就職を目指しています。

△事例 ①

— A さんの概要

女性・57才

矯正施設から、障害者支援施設に入所し、本人の希望でグループホームではなく、アパート暮らしを目指しました。

① アセスメント表(入所調査時用)

(ふりがな)			1
氏 名	A さん	性別	男・安
生年月日			, <u>x</u>
 		3 (313)	
本 相	居住地(生活実態のあった所)	00県00市000	200
	住所地(住民票のあった所)	同 h	
 矯正施設名		1 , 3—	
本件犯罪		第一条 第一条 第一条 第一条 第一条 第一条 第一条 第一条 第一条 第一条	
(非行)内容	2駅で鞄から財布を盗む		数役1年らか日
A E I J / P J G	③コンビニエンスストラ		
 本件に至った		ニカル 家に寄れつかす	
経緯・要因	所持金がなくなると窃盗をする		
		ν ₀	
	 未定(出身県の障害者支援施:	 気利用を希望)	
刑期満了日	平成21年 〇月 〇日	× 1 3 3 3 1 1 - 1 2 3	
家庭環境	両親・家族等		
	両親は他界。同居していた	関係の悪い兄が	父一日
	一人いるのみである。		
	 前夫とは20年前に離婚し、	子との交流も一	兄 本 / 天
	切ない。		│
	祖父母・親戚等	'	
	親戚との交流はほとんどな	い。成年後見制	子
	度の申立ては、関係者協議	に基づき叔母が	
	行った。		
	経済状況		
	 障害基礎年金1級。服役前は	は生活保護を受給してい	がた。
	仮釈放時 保佐人 / 利馬	用契約 保佐人 ※	保佐人は今回服役中に選任。
生育歴	幼児期からの主要な経歴		
	両親健在中は裕福な家庭で	あった。高校中退後県	外で就職し、結婚し1児をもうける。
	20年前に離婚して実家に戻	らり、一時就職するが	解雇される。このころ両親が続けて亡
	くなり、同居の兄も精神疾患で	で働いていなかったため	め、生活保護受給となる。

生育歴	学校・施設・就職経験
	高校中退後県外で就職。
	周野自び大会に大 ブに及び 15が44ででいい、 可下で上げる中のJUNE/18グラが発展でいる。
心身状況	知能指数 I Q 5 O代 田中ビネー・W I S C II (言語性)(動作性)
	CAPAS(検査日 平成 年 月 日)
	身 長 OOOcm 体 重 OOkg
	身体障害 なし
	精神疾患が統合失調症
	内部疾患。高血圧症
	 服薬状況 - 朝 夕
	精神安定剤、パーキンソン症候群治療薬
	※刑務所では受診・服薬なし。入所に際し受診して処方されたもの。
	療育手帳 (有)判定 B 判定日 判定機関 〇〇知的障害者更生相談所・無
用狀況	身障手帳 有(判定 判定日 判定機関)・無)
7 1347 07 0	精神手帳 (有)判定 1級 判定日 判定機関)・無 ※未更新
	איי די ד
	これまで受給していた福祉サービス 生活保護(服役前まで)
	所得保障 現在の所持金、・見込み (約700,000円)
	障害基礎年金等年金の取得(一首)(円/年)・無
 本人の意思確認	保佐人が何度か面会した中では、まず「家に帰りたい」と言っていたが、自宅に戻る以外
(主訴)	の方法を知らなかったからで、話をしていくうちに福祉施設を利用することを了解したと
	のこと。
とする理由	盗を犯す可能性が高い。
	●まずは障害福祉サービスにより(障害者支援施設で)一時的に生活の場を確保し、落ち
	着いた環境の中で、自立に向けた支援方策を検討していく必要がある。
 当面の処遇方針	●矯正施設退所後、障害者支援施設に一時入所(短期入所)し、地域生活の実現に向けた
	アセスメント及び支援計画の検討を行う。
	アピススプト及び交換 T回の機能を打り。 ※障害福祉サービスの支給決定は服役中に完了。
	☆呼音倫はサービスの文稿決員が図え中に元」。●統合失調症もあるため、入所に当たっては、まず精神科に受診してもらう。
	▼ V □人□ □

② アセスメントからのチェックシート

視点	犯罪に至った要因	支援の目標	領 域
罪の認知	●安定した生活の場がな	●落ち着いて生活できる場を確保す	生活基盤
(窃盗)	かった。	る。	(住まいの確保)
	●家族(兄)も精神疾患	●家族関係について調査等を行う。	家族・生育状況
	で関係が非常に悪い。		
	· - · · · · · · ·	●再犯予防の意識を高める。	法令遵守
	はいるが、抑制でき		
	なかった。		
		●信頼できる人間関係を作る。	社会的リハビリ
	なかった(相談でき		(コミュニケーション)
	る人がいなかった)。		
		●保佐人等と相談しながら計画的に	社会的リハビリ
	とができなかった。	お金を使う。	(社会生活技術)
		●IADLの状況等を把握する。	
	- (- A 11 - E + 13 + - 1 - 1 - 1		
	●統合失調症があるが受	●統合失調症について診察・治療を	健康管理
	診も不規則であった。	受ける。	

③ プランニング表 (個別支援計画表)

氏 名	A さん	記録日 平原	戊21年 ○ 月(ЭВ
領域	支援目標	支援方法	頻度・時間	担当者
生活基盤住まいの確保	落ち着いて生活でき る場を確保する。	短期入所サービスを提供する。 居室は個室を用意する。	10日間 ※必要により(不 適 応 な け れ ば) 延長	相談員
家族・生育状況	家族関係について調 査等を行う。	生活保護担当者に兄の状況 等を確認する。	10日以内	市障害福祉担当者
法令遵守	再犯予防の意識を高める。	遵守事項を設定し、確認する。 ・施設の日課を守る。 ・作業に参加する。難しい場合は職員に相談する。 ・無断で棟外に出ない(定時に所在確認する)。 ・他入所者の部屋に入らない。 ・人の物を取らない。 ・煙草は吸わない。	入所時・毎日	管理者 支援員
社会的リハビリ コミュニケー ション		担当支援員を設定し、面接を行う。	毎日 ※勤務日可能な 限り	担当支援員
社会的リハビリ社会生活技術		保佐人からの預かり金の範囲内で、日用品、菓子等の購入について相談する。	随時	保佐人 担当支援員
	IADLの状況等を 把握する。	生活状況の観察を行う。	毎日	支援員
健康管理	統合失調症について きちんと診察・治療 を受ける。	主治医に診察してもらう。	入所時	保佐人市保健師

④ モニタリング表 (個別支援計画表)

氏 名 A さん	記録日 平成21年 〇月 〇日		
総合的支援目標	総合的達成状況		
矯正施設を退所し、落ち着いた生活を送る。	矯正施設を退所後、障害者支援施設(短		
(見直し後)	期入所)において特に問題なく過ごして		
グループホームで落ち着いた生活を送る。	いる。		

領域	支援目標	達成状況	計画見直しの要否又は内容
生活基盤	落ち着いて生活でき	特に問題なく過ごしてい	当面現在の短期入所を継続する。
住まいの確保	る場を確保する。	るが、生活全般に言葉か	グループホームの体験入居等を
		けや見守りが必要である。	計画する(市障害福祉担当者)。
家族・生育状況	家族関係について調	生活保護担当者によれば	兄と直接会うことを計画する(市
	査等を行う。	兄は本人との同居を拒否	障害福祉担当者・市保健師)。
		しているとのことである	
		が、本人に伝えても理解	
		できない様子である。	
法令遵守	再犯予防の意識を高	遵守事項は守っている。	計画は継続。
	める。		
社会的リハビリ	信頼できる人間関係	感情表出が乏しく、会話	計画は継続。
コミュニケー	を作る。	の内容も非常に表面的で、	
ション		関係を形成していけるか	
		不明。	
社会的リハビリ	保佐人等と相談しな	施設内ではお金を使う機	計画は継続。
社会生活技術	がら計画的にお金を	会がほとんどなく、本人	
	使う。	からの希望も特にない。	
		年金の支給日はきちんと	
		覚えていて、保佐人に確	
		認していた。	
	IADLの状況等を	生活面は概ね自立してい	グループホームでの生活も見据
	把握する。	るが、人格水準の低下、	え、就労(作業)や余暇につい
		経験不足等から、言葉か	ても観察等を行う(支援員)。
		けや見守りが必要なこと、	
		行動全般が雑であること	
		が分かった。	
健康管理	統合失調症について	入所時精神安定剤(頓服)	受診して主治医に相談する(保
	きちんと診察・治療	が処方されたが、使用し	佐人)。
	を受ける。	ていない。睡眠は良好。	
		「知っている人の声がす	
		る」と幻聴がある様子。	

④ モニタリング表 (個別支援計画表)

氏 名	A さん	記録日	平成21年 〇 月 〇 日	
総合的支援目	漂	総合的達成状況		
グループホームで落ち着いた生活を送る。		グループホームの体験入居等を行う中で、		
(見直し後)		本人が家に帰りたい(一人暮らしがした		
アパートでの一人暮らしを目指す。		い)と思っていることが分かった。		

領域	支援目標	達成状況	計画見直しの要否又は内容
生活基盤	落ち着いて生活でき	施設を出て家に帰りたい	当面現在の短期入所を継続する。
住まいの確保	る場を確保する。	という気持ちが強くなり、	一人暮らしを目指したより適切
	グループホームへの	施設内の作業も休みがち	な支援ができる社会資源として、
	入居を検討する。	になった。	生活訓練施設の体験入所を計画
		グループホームへの入居	する(相談支援専門員)。
		は希望しないとのこと。	
家族・生育状況	兄と会い、今後につ	市障害福祉担当者と市保	とりあえず終了。兄の状況は継
	いて話をする。	健師が兄と面接したとこ	続的に把握していく(市障害福
		ろ、本人との面会を強く	祉担当者・市保健師)。
		拒否した。一人暮らしを	
		目指すことを確認した後	
		であったため、本人も特	
		に拘らなかった。	
法令遵守	再犯予防の意識を高	遵守事項はほぼ守ってい	計画は継続。
	める。	る。一度だけ無断で施設	
		外に出ることがあった。	
社会的リハビリ	信頼できる人間関係	服薬の効果もあるようで、	地域生活の実現に向け、相談支
コミュニケー	を作る。	職員との会話は増えた。	援専門員が中心となって相談支
ション		保佐人との関係において	援を行う。
		も、面会を重ねる中で緊	
		張した様子がなくなった。	
社会的リハビリ	保佐人等と相談しな	お金の話には非常に興味	生活訓練施設体験入所の際、所
社会生活技術	がら計画的にお金を	を示すが、金銭感覚がな	持金を自己管理してもらい、金
	使う。	く、地域生活に向け金銭	銭管理力について再アセスメン
		管理が大きな課題となる。	トを行う。
	IADLの状況等を	作業内容を変えてから、	生活訓練施設の体験入所の際、
	把握する。	やや参加は増えたが、作	IADLの状況等を観察しても
		業量は少なく、仕事は好	らい、再アセスメントを行う。
		きではない。	
		余暇の過ごし方も課題で	
		ある。	

健康管理	統合失調症について	施設では職員が服薬管理。	服薬の自己管理を検討する(担
	服薬治療を継続す	雑な行動や緊張した様子	当支援員)。
	る。	はなくなったが、その後	
		幻聴や不眠を訴えるよう	
		になった。	